

制定：平成 29 年 6 月 17 日

評議員及び役員 報酬・費用弁償基準

1、常勤を除く評議員及び役員の会議出席又は業務遂行等の日当、交通費、旅費及び必要経費等の基準

(1) 会議出席の日当及び交通費等は次の通りとする。

① 日 当

評議員会及び理事会については、5,000 円を支給する。

但し、1 日の会議時間は問わない。また、1 日に複数の会議に出席した場合はいずれかの 1 日分のみを支給する。

② 交通費

自宅から会議会場までの往復に要する、主に公共交通期間を使用した場合の交通費実費とする。自家用車の場合は、旅費規程(昭和 48 年規程第 1 号)を準用する。

但し、往復交通費実費が 1,000 円以下である場合は 1,000 円とし、1,000 円を超える場合は 2,000 円とする。2,000 円を超える場合は実費を支給する。

(2) 理事長の承認に基づき、業務を行う場合の業務日当及び交通費等は次の通りとする。

① 業務日当：1 日の実働が 3 時間までは 3,000 円を支給する。

1 日の実働が 3 時間を超える場合は 6,000 円を支給する。

1 日の実働が 6 時間を超える場合は 10,000 円を支給する。

② 交 通 費：会議出席の交通費と同等とする。

③ 同日に会議に出席した場合は、会議の日当のみ支給する。

(3) 理事長の承認に基づき、業務遂行のため出張する場合の旅費は、次のとおりとする。但し、団体等の主催する参加費に下記が含まれる場合は参加費実費とする。

① 交通費 実費

② 宿泊費 実費：但し、首都圏は 18,000 円、他地域は 16,000 円を上限とする。

③ 食 費 実費：但し、上限を 1,000 円とする。

(4) 理事長の承認に基づき、業務遂行の為に必要とする会議費・交際費・その他事務雑費はその実費を支給する。

(5) その他、定めのない場合については、理事長の承認を必要とする。

以上